

## 協力型臨床研修病院の新規指定について

### 1 背景

- 令和2年4月1日から一部改正された医療法及び医師法が施行となり、国から都道府県へ「臨床研修病院の指定権限」や「病院ごとの臨床研修医募集定員の設定権限」等が移譲された。
- 臨床研修病院の新規指定を受けようとする場合の手続き等は、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」等に規定されており、指定の際は、「地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。」とされている。
- 今般、基幹型臨床研修病院である徳島大学病院を經由して「堺平成病院」（大阪府）及び「平成横浜病院」（神奈川県）より協力型臨床研修病院に係る指定申請が県になされたことから、本協議会においてお諮りするもの。

### 2 協力型臨床研修病院の指定基準

- （別紙1）参照のこと。

### 3 基準適合の確認方法

- 審査点検表（別紙2）に基づき、協力型臨床研修病院の指定基準に適合していることを申請書類で確認した。

### 4 審査結果

- 担当職員による書類審査を実施したところ、今回申請のあった「堺平成病院」及び「平成横浜病院」については、医師法等で定める指定基準を満たし、協力型臨床研修病院として医師臨床研修を実施できる環境が整備されていることを確認できたことから、新たに協力型臨床研修病院として指定をすることは適と評価する。
- 上記結果を踏まえ、「堺平成病院」及び「平成横浜病院」を協力型臨床研修病院として指定することとしたい。

### 5 今後のスケジュール

- |             |   |
|-------------|---|
| R8.3.25(本日) | 徳島県地域医療対策協議会において指定に係る審議                   |
| R8.3末まで     | 県から「堺平成病院」「平成横浜病院」に対し<br>協力型臨床研修病院の新規指定通知 |
| R8.4末まで     | 徳島大学病院より臨床研修プログラム変更申請<br>⇒徳島大学病院の病院群に追加   |
| R9.4以降      | 協力型臨床研修病院として研修医受入れ開始                      |

(参考：関係法令、通知)

○医師法（昭和 23 年法律第 201 号）〈抜粋〉

第 16 条の 2 診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。

2～5 略

6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会（以下「地域医療対策協議会」という。）の意見を聴かなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第一項の規定による指定又は第四項の規定による指定の取消しに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

○平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号 厚生労働省医政局長通知 〈抜粋〉

第 2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準（法第 16 条の 2 第 1 項に規定する都道府県知事の指定する病院）

4 臨床研修病院の指定

(2) 協力型臨床研修病院の指定の申請

ア 協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の 10 月 31 日までに、当該病院に関する指定申請書（様式 A-1）を、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を經由して基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならないこと。

5 臨床研修病院の指定の基準

(2) 協力型臨床研修病院の指定の基準

都道府県知事は、協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、協力型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

なお、アからクまでの各項目については、以下に特に定めるもののほか、(1)の各項目において示した内容に準じること。

ア 医療法施行規則第 19 条第 1 項第 1 号に規定する員数の医師を有していること。

イ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。

ウ 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。

エ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。

オ 適切な指導体制を有していること。

当該施設における臨床研修の実施を管理する研修実施責任者を配置していること。

カ 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。

キ 研修医に対する適切な処遇を確保していること。

ク 基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行う病院が、(1)の基幹型臨床研修病院の指定の基準に適合していること。

## 臨床研修病院新規指定申請 審査点検表

協力型臨床研修病院の審査点検

病院名(協):

堺平成病院

下記項目について、指定基準に基づいて審査点検を行い、その評価(適切○)、不適切×)、要検討・要改善・その他(△))を記入。

項目	評価	点検項目の基準
1. 今後の移転計画の有無	○	○)無 △)有→計画書追加提出(住所変更等有る場合には、移転後に変更届が必要であることを追加)
2. 医師(研修医を含む)の員数	○	○)標準数を満たしている ×)標準数を満たしていない。 常勤:18名 非常勤(常勤換算):7.16名 計:25.16名 医療法による医師の標準員数:24.33名 (不足 △0.83名)
3. 研修に必要な設備		
研修医の宿舎	△	○)有、△)無→住宅手当等の支援状況を確認
研修医室	○	○)有、△)無→研修医個人の机等、自習環境を確認
図書又は雑誌	○	○)有、△)無→研修医の自習用教材の有無を確認
医学教育用ビデオ等	△	○)有、△)無→研修医の自習用教材の有無を確認
インターネット(文献データベースや教育用コンテンツ)が利用できる環境	△	○)有、△)無→研修医の自習用教材の有無を確認
医学教育用シミュレーター(共同使用可)	△	○)有、△)無→研修医の自習用教材の有無を確認
4. 病歴管理の責任者	○	○)有 ×)無
5. 医療安全管理体制		
安全管理者の配置 ※専従でなくとも可	○	○)有、×)無
安全管理部門の設置	○	○)有、×)無
患者からの相談に適切に応じる体制の確保	○	○)有、×)無
患者相談窓口に係る規約	○	○)有、×)無
医療に係る安全管理のための指針	○	○)有、×)無
医療に係る安全管理委員会の開催状況	○	○)年12回(月1回)程度開催されている
医療に係る安全管理のための職員研修	○	○)年2回以上開催されている ×)開催されていない
医療機関内における事故報告等の整備	○	○)有、×)無

(救急部門の研修を行う病院については記入)

項目	評価	点検項目の基準
6. 救急部門の有無	○	○)自院内に有 △)無→救急研修計画書(有・無)
救急医療の提供	○	○)救急告示病院の認定有 または 地域医療計画における救急医療機関 △)無→認定予定
救急医療の実施	○	○)初期救急に対応できる ×)初期救急に対応できない
救急症例件数(時間外含む)	△	救急取扱い件数 ○)年間5,000件以上 △)年間5,000件未満→救急一覧の提出を求め、到達目標達成状況を確認
救急専用診療(処置)室	○	○)有 ×)無
救急指導者の有無	○	○)確保できている △)これから確保する予定→計画書等提出

(産婦人科の研修を行う病院については記入)

項目	評価	点検項目の基準
7. 分娩件数		分娩件数(正常分娩と異常分娩の合計件数)の基準 年間 ○)350件以上 又は 研修医1人当たり10件の症例がある場合 △)それ未満→症例一覧の提出を求め、到達目標達成状況を確認

(精神科の研修を行う病院については記入)

項目	評価	点検項目の基準
8. 精神科の診療要員		○)精神保健福祉士等の診療要員が配置されている △)配置されていない→精神科研修カリキュラムの内容を確認

# 臨床研修病院新規指定申請 審査点検表

協力型臨床研修病院の審査点検

病院名(協):

**平成横浜病院**

下記項目について、指定基準に基づいて審査点検を行い、その評価(適切(O)、不適切(X)、要検討・要改善・その他(Δ))を記入。

項目	評価	点検項目の基準
1. 今後の移転計画の有無	○	○)無 △)有→計画書追加提出(住所変更等有る場合には、移転後に変更届が必要であることを追加)
2. 医師(研修医を含む)の員数	○	○)標準数を満たしている ×)標準数を満たしていない。 常勤:18名 非常勤(常勤換算):14.9名 計:32.9名 医療法による医師の標準員数:17.6名 (不足 Δ15.3名)
3. 研修に必要な設備		
研修医の宿舎	Δ	○)有、△)無→住宅手当等の支援状況を確認
研修医室	○	○)有、△)無→研修医個人の机等、自習環境を確認
図書又は雑誌	○	○)有、△)無→研修医の自習用教材の有無を確認
医学教育用ビデオ等	Δ	○)有、△)無→研修医の自習用教材の有無を確認
インターネット(文献データベースや教育用コンテンツ)が利用できる環境	Δ	○)有、△)無→研修医の自習用教材の有無を確認
医学教育用シミュレーター(共同使用可)	Δ	○)有、△)無→研修医の自習用教材の有無を確認
4. 病歴管理の責任者	○	○)有 ×)無
5. 医療安全管理体制		
安全管理者の配置 ※専従でなくとも可	○	○)有、×)無
安全管理部門の設置	○	○)有、×)無
患者からの相談に適切に対応する体制の確保	○	○)有、×)無
患者相談窓口に係る規約	○	○)有、×)無
医療に係る安全管理のための指針	○	○)有、×)無
医療に係る安全管理委員会の開催状況	○	○)年12回(月1回)程度開催されている ×)開催されていない
医療に係る安全管理のための職員研修	○	○)年2回以上開催されている ×)開催されていない
医療機関内における事故報告等の整備	○	○)有、×)無

(救急部門の研修を行う病院については記入)

項目	評価	点検項目の基準
6. 救急部門の有無	○	○)自院内に有 △)無→救急研修計画書(有・無)
救急医療の提供	○	○)救急告示病院の認定有 または 地域医療計画における救急医療機関 △)無→認定予定
救急医療の実施	○	○)初期救急に対応できる ×)初期救急に対応できない
救急症例件数(時間外含む)	Δ	救急取扱い件数 ○)年間5,000件以上 △)年間5,000件未満→救急一覧の提出を求め、到達目標達成状況を確認
救急専用診療(処置)室	○	○)有 ×)無
救急指導者の有無	○	○)確保できている △)これから確保する予定→計画書等提出

(産婦人科の研修を行う病院については記入)

項目	評価	点検項目の基準
7. 分娩件数		分娩件数(正常分娩と異常分娩の合計件数)の基準 年間 ○)350件以上 又は 研修医1人当たり10件の症例がある場合 △)それ未満→症例一覧の提出を求め、到達目標達成状況を確認

(精神科の研修を行う病院については記入)

項目	評価	点検項目の基準
8. 精神科の診療要員		○)精神保健福祉士等の診療要員が配置されている △)配置されていない→精神科研修カリキュラムの内容を確認

**(参考) 申請病院の概要**

申請病院名	医療法人恵泉会 堺平成病院（大阪府）	医療法人横浜平成会 平成横浜病院（神奈川県）
管理者	正木 浩喜	程塚 明
許可病床数	296床（一般116、療養180）	183床（一般183）
医師数 （常勤換算）	常勤18名、非常勤7.16名 ※標準員数 24.33名	常勤18名、非常勤14.9名 ※標準員数 17.6名
救急実績等 （R6年度）	第二次救急医療機関 R6年度実績：2,702件 （うち診療時間外 2,207件） 救急車取扱件数 1,687件 （うち診療時間外 1,243件）	第二次救急医療機関 R6年度実績：1,261件 （うち診療時間外 1,057件） 救急車取扱件数 1,002件 （うち診療時間外 693件）
年間入院等患者 実数（R6年度）	年間入院患者実数：2,893件 年間新外来患者数：6,889件	年間入院患者実数：2,155件 年間新外来患者数：7,187件
主な標榜科	内科、循環器内科、リハ科等	内科、外科、整形外科等
指導体制	臨床研修指導医 4名	臨床研修指導医 3名